

貸金庫利用者 各位

栃木信用金庫

**貸金庫規定の改定のお知らせ**

平素は、栃木信用金庫をご利用いただきまして、厚くお礼申し上げます。

今般、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用を防止するため、下記のとおり、貸金庫規定を改定させていただきます。

なお、当金庫では、従来から貸金庫に現金は格納できませんので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お近くの当金庫本支店窓口までお問合せください。

## 記

## ■ 主な改定内容

改定後	改定前
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属・宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときには格納をお断りすることがあります。</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>(4) 全自動型貸金庫 1 個に格納することのできる重量は 20kg までとします。</p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することはないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) (同 左)</p> <p>(3) (追加)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(追加)</p>

以上